

平成25年度税制改正に関する意見

平成24年10月

全国町村会

平成25年度税制改正に関する意見

平成24年10月
全国町村会

三位一体改革の結果、町村は、地域間格差が拡大し、極めて厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済・雇用情勢と相まって、地域の疲弊が深刻化している。

こうした中、地域の自主性及び自立性を高めるための改革、「税制に関する抜本的な改革」を進めるとされているが、町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、平成25年度税制改正にあたっては、町村が円滑な財政運営を行うことができるよう、地域間格差の解消をはかり、町村税源を充実強化するため、特に下記事項の実現を図られるよう強く要請する。

記

1. 税制抜本改革における地方税源の堅持

今後の「税制に関する抜本的な改革」の検討にあたっては、現行の地方税源を堅持すること。特に、消費税率の引上げにより広く国民の負担が増す中で、特定の分野のみ税負担の軽減を行うことは厳に慎むこと。

2. 国から地方への税源移譲等

地方税は、地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保するものであることに鑑み、次により、その充実強化をはかること。

ア. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

イ. 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

3. 個人住民税の充実確保等

個人住民税は、負担分任を基調とした基幹税目であることから、その充実強化をはかるとともに、「地域社会の会費」という税の性格を踏まえ、政策的な税額控除は導入しないこと。特に、平成26年以降の住宅ローン控除の延長は行わないこと。

また、所得控除は種類・金額ともに所得税の範囲内であることを十分に踏まえること。

さらに、個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。

4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、次により、税収が安定的に確保できるようにすること。

ア. 償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、仮に廃止・縮小されることがあれば、町村の財政に多大な支障を生じることも踏まえ、現行の課税対象、評価額の最低限度を堅持すること。

イ. バブル期以降の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、土地の負担軽減措置等について、公平性、合理性等の観点から早急に点検・見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。

5. 地球温暖化対策税制の創設

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。よって、国は、森林の整備・保全等に果たしている町村の役割を十分勘案し、次により、地方税財源の確保をはかること。

ア. 町村が、森林吸収源対策など地球温暖化対策を総合的かつ主体的に実施するとともに、豊富な自然環境により生み出される再生可能エネルギーを活用できるように、地方税財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

イ. 「地球温暖化対策のための税」の用途については、二酸化炭素排出抑制対策に限定せず、森林の整備・保全等の二酸化炭素吸収源対策を同列に位置付け、所要の財源を措置すること。

ウ. 「地球温暖化対策のための税」の一定割合は、森林の整備・保全、国土の保全・自然災害防止を推進する町村の果たす役割を踏まえ、森林面積に応じ譲与すること。

エ. 森林・林業・山村対策の抜本的強化の重要性をより明確にする観点から、二酸化炭素排出源を課税対象とする「全国森林環境税」を創設すること。

6. 自動車取得税等の見直しに係る代替財源の確保等

自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は、両税が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、代替財源の確保を前提とすること。

また、軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、軽自動車税の税率を引き上げること。

7. 市町村たばこ税の確保

たばこ税の将来に向かっての税率引き上げにあたっては、市町村たばこ税の現行税収総額に及ぼす影響等を見極めること。

8. ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は、道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

9. 入湯税の堅持

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

10. 地方税における税負担軽減措置等の見直し

地方税における税負担軽減措置等については、「基本方針」に沿って厳格な見直しを行うこと。

11. 非居住者等に対する地方公共団体金融機構債券利子の非課税制度の恒久化

地方公共団体金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化をはかることにより、地方公共団体に対してより円滑に長期・低利の資金を供給するため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を恒久措置とすること。

12. 過疎対策法上の国税に関する特例の引き続き措置

現行過疎対策法上の国税に関する「減価償却の特例」について、平成25年4月以降においても引き続き措置するとともに、より充実したものとする。

13. 法人住民税の中間納付等に係る還付加算金の見直し

還付加算金の利率については、市場金利から大きく乖離したものとなっているので、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直すこと。

特に法人住民税の中間納付または予定納税の還付に係る加算金は、町村財政にとって大きな負担となっていることから、廃止を含めた見直しを行うこと。